

7 競争政策

(1) 独占禁止法等の執行強化のための諸施策【平成13年度中に措置】

厳正な独占禁止法の執行を図る観点から、現在の独占禁止法の措置体系及び公正取引委員会に付与されるべき権限の在り方についての一体的な検討を開始する。

また、公正取引委員会の体制強化を図るとともに、公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。

(2) フランチャイズ・システムに関する制度整備（「11 流通」に後掲）

(3) 一般集中規制の見直し

ア 大規模会社株式保有規制の見直し【第154回国会で措置】

大規模会社の株式保有について、資本の額又は純資産額という形式的な基準による規制は廃止する。

イ 持株会社ガイドラインの見直し【平成14年度中に措置】

平成9年の独占禁止法改正後の持株会社の実際の状況、経済実態等も踏まえ、過度に持株会社を規制することのないよう、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」（持株会社ガイドライン）を見直す。

(4) 公共工事等における一般競争入札の拡大等

ア 競争的環境の一層の整備

（ア）一般競争入札方式の拡大【平成13年度より逐次実施】

国及び一定の政府関係法人の工事について、後記(4)イのような不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札方式の拡大を逐次行う。また、地方公共団体が実施する工事についても、国の動向を踏まえつつ、同様の観点から、一般競争入札方式の拡大を図るよう要請する。

（イ）指名競争入札方式の改善【平成14年度措置】

地方公共団体が指名競争入札方式により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合については、後記(4)イのような不良・不適格業者の排除及び適正な工事の施工の確保のための措置の強化、審査体制の整備等と並行して、

国の工事の場合と同様の低入札価格調査制度への移行等を検討する。この場合、都道府県及び政令指定都市は、他の市町村と比して適正な工事の施工の確保のための措置等が採りやすい実情にあるので、その実施する指名競争入札方式を採る工事については、低入札価格調査制度への早期移行に向けた検討に着手する。

イ 適正な施工の確保

(ア) 不良・不適格業者の排除の徹底【平成13年度中に措置】

例えば、指名停止措置を行う場合は、一般競争入札においては指名停止期間中は入札に参加させない旨を競争参加資格に明記するとともに、指名競争入札においても、同様に指名基準に明記するなど、競争入札において、一定の悪質な行為を行った者について、その事実があった後一定期間は入札に参加させないこととする。

(イ) 履行保証制度の見直し【平成13年度中に措置】

一般競争入札の対象となるような大規模工事について、長期間にわたる工事に必要なファイナンスが十分できる経営力のある企業が入札に参加する仕組みとして、入札参加時点で入札参加企業にあらかじめ金融機関等による保証を求める制度の導入などの履行保証制度の見直し（履行義務を果たさなかった場合に発注者が被った損害の填補等の在り方を含む。）について早期に検討を開始する。

(ウ) 監督・検査の外部委託の積極的推進【平成13年度より継続的に推進】

前記(4)アで述べた競争的環境の一層の整備と並行して、発注した工事の監督や検査について、会計法及び地方自治法施行令の規定の下での監督・検査の外部委託を積極的に活用するとともに、その実施状況を踏まえ、必要があれば更なる監督・検査の外部委託の活用についても検討する。

また、行政改革及び雇用創出の観点も踏まえ、監督・検査の外部委託の積極的な活用を検討する。

ウ リース契約等の契約方式の改善【平成14年度中に措置】

政府調達における、事務機器や情報機器のリース契約等（これら機器の保守を含む。）の在り方を改善する観点から、これらの契約等の実態について調査を行う。